

時効処理等取扱要領

〔平成25年1月11日法務省民商第7号民事局長・会計課長通達〕

改正 平成28年7月14日法務省民商第114号

第1 目的	1
第2 用語の定義	1
第3 時効処理確認表の調製	1
第4 官公署の関与する供託事件における消滅時効の完成時として扱う時点及び供託所における審査	2
1 裁判上の保証供託	3
2 営業上の保証供託	6
3 税法上の保証供託	10
4 選挙供託	11
5 土地区画整理法等供託	13
6 執行供託	13
7 供託金利息	14
第5 一括照会	14
1 一括照会の対象事件の抽出・一括照会の文書の発出	15
2 回答後の関係帳簿の処理	19
3 一括照会に係る文書の編てつ	20
第6 閲覧・証明事務に係る取扱い	20
第7 却下決定をする場合の取扱い	20
第8 歳入納付処理	21
1 歳入納付処理	21
2 関係帳簿の処理	22
3 供託書副本の保存	23
第9 回復払に係る取扱い	23
1 副本ファイルの処理	23
2 供託金年度別現在高表つづり込帳等の処理	23
3 償還手続	24
附 則	24

第1 目的

この取扱要領は、官公署の関与する供託事件について消滅時効の完成時として扱う時点及び官公署への照会方法を定めることなどにより、供託所における消滅時効の管理に係る取扱いを明確にして、消滅時効が完成している供託事件について払渡しをすることがないようにするとともに、政府の所得に帰した供託金について適正な歳入納付を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

この取扱要領において、次の1から9までに掲げる用語の定義は、当該1から9までに定めるところによる。

- 1 供託事務処理システム 供託事務用コンピュータ及びその周辺機器
- 2 一括照会 供託官が官公署の関与する供託について、関係官公署に裁判上の保証供託における担保事由の消滅、営業上の保証供託等における供託原因の消滅等供託金の払渡請求権の消滅時効の起算点に関する事項（以下「担保事由消滅年月日等」という。）を年に一度定期的に照会すること。
- 3 個別照会 裁判上の保証供託に係る払渡請求があった場合において、関係裁判所に担保事由消滅年月日等を照会すること。
- 4 副本ファイル 供託規則（昭和34年法務省令第2号）第13条の2第2号に規定する副本ファイル
- 5 供託書副本 供託規則の一部を改正する省令（平成15年法務省令第60号）附則第2条第1項及び供託規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第3号）附則第2条第1項に規定する供託書副本
- 6 副本ファイル等 副本ファイル及び供託書副本
- 7 取戻証明書面 供託規則第25条第1項に規定する取戻しをする権利を有することを証する書面
- 8 還付証明書面 供託規則第24条第1項第1号に規定する還付を受ける権利を有することを証する書面
- 9 土地区画整理法等供託 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第112条第1項に基づく供託、土地改良法（昭和24年法律第195号）第123条第1項に基づく供託その他これらの供託の性質を有する供託

第3 時効処理確認表の調製

供託金の消滅時効は、第1号様式に定める時効処理確認表に基づいて管理する。

時効処理確認表は、供託事務処理システムにより磁気ディスクをもって調製し、以下のとおり、消滅時効の起算日、中断事由発生日（供託に関する書類の閲覧があった日、供託証明書を交付した日その他の消滅時効の中止を生じさせる事由が生じた日（消滅時効の起算日の後のものであるかどうかを問わない。）をいう。以下同じ。）又は一括照会若しくは個別照会に対する回答の結果等を記録する。

- 1 「番号」欄 項番を記録する。
- 2 「供託番号」欄 供託事件の供託番号を記録する。
- 3 「受入年月日」欄 供託事件の受入年月日を記録する。
- 4 「供託の類型」欄 金銭供託元帳（供託規則第4条）に記録する供託の種類（供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け民事甲第1050号法務省民事局長・法務大臣官房会計課長通達。以下「準則」という。）第8条第1項）である「地代・家賃弁済」、「その他の弁済」、「裁判上の保証」、「営業上の保証」、「選舉」、「執行」、「その他」又は「破産配当」を記録する。
- 5 「供託金額（残額）」欄 供託金額又はその残額を記録する。
- 6 「時効処理関係」欄
 - (1) 「年月日」欄 消滅時効の起算日又は中断事由発生日等を記録する。
 - (2) 「時効起算（中断）事由」欄 消滅時効の起算事由又は中断事由等を記録する。
 - (3) 「備考」欄 一括照会又は個別照会に対する回答年月日（回答文書を関係官公署において作成した日をいう。以下同じ。）及びその結果等を記録する。
- 7 「時効完成（予定）日」欄 6の「年月日」欄及び「時効起算（中断）事由」欄に記録された情報に基づき消滅時効の完成時として扱う日又はその予定日を記録する。
- 8 「歳入納付年月日」欄 歳入納付をした年月日を記録する。

第4 官公署の関与する供託事件における消滅時効の完成時として扱う時点及び供託所における審査

各供託における消滅時効の完成時として扱う時点及び供託所における審査は、以下のとおりとする。

1 裁判上の保証供託

(1) 取戻請求権の消滅時効の完成時

ア 民事訴訟法第79条第1項に基づく担保取消決定が確定した場合について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第79条（民事執行法（昭和54年法律第4号）第15条第2項及び民事保全法（平成元年法律第91号）第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）第1項に基づく担保取消決定が確定した場合において、次の(ア)から(オ)までに掲げるときは、当該(ア)から(オ)までに定める期間が中断事由なく経過した時に、裁判上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(ア) 供託者が提起した民事保全に係る本案訴訟において請求の全部認容判決があるなど供託者が全部勝訴した判決があったとき 当該判決が確定した日（上訴権放棄による確定等確定した時が午前零時でない場合には、確定した日の翌日。以下この1において同じ。）から起算して10年

(イ) (ア)の供託者の全部勝訴判決と同視することができる裁判上の和解が成立したとき 当該和解が成立した日の翌日から起算して10年

(ウ) 被供託者が(ア)と同様の裁判上の効果が生ずる請求の認諾をしたとき 当該認諾があった日の翌日から起算して10年

(エ) 被供託者が供託者を相手として提起した担保の被担保債権に係る損害賠償請求訴訟において被供託者が全部敗訴した判決があったとき 当該判決が確定した日から起算して10年

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるときのほか、担保の事由が消滅したとき 当該担保の事由が消滅した日の翌日（起算時が午前零時である場合には、当該消滅した日）から起算して10年

イ 民事訴訟法第79条第2項又は第3項に基づく担保取消決定が確定した場合について

民事訴訟法第79条第2項又は第3項に基づく担保取消決定が確定

した場合には、担保取消決定が確定した日から起算して10年が中断事由なく経過した時に、裁判上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

ウ 民事保全規則第17条第1項又は第4項に基づく担保取戻許可がされた場合について

民事保全規則（平成2年最高裁判所規則第3号）第17条第1項又は第4項に基づく担保取戻許可があった場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、裁判上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(ア) 民事保全法第43条第2項の期間が経過し、又は保全命令申立てが取り下げられたとき 同項の期間が経過した日又は保全命令申立てが取り下げられた日の翌日から起算して10年

(イ) 債務者（被供託者）が債権者（供託者）の権利を承継したとき
債務者（被供託者）が債権者（供託者）の権利を承継した日の翌日
から起算して10年

(2) 還付請求権の消滅時効の完成時

次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める期間が中断事由なく経過した時に、裁判上の保証供託の還付請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

ア 被供託者が被担保債権につき給付等を命じた判決（これと同一の効力を有するものを含む。）を受けた場合 当該判決が確定した日又はこれに準ずる日の翌日から起算して10年

イ 供託者が被担保債権につき被供託者に債権があることの債務承認をした場合 当該債務承認の日の翌日から起算して10年

(3) 払渡請求時における消滅時効の審査

ア 取戻請求時における消滅時効の審査

(ア) 通常審査

供託官は、裁判上の保証供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して取戻請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認する。供託官は、起算日を確認することができないときは、取戻請求者が添

付した担保取消決定書（確定証明書付）又は供託原因消滅証明書等の取戻証明書面及び中断事由発生日の記載により、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、起算日を確認することができるときは、起算日又は中断事由発生日（起算日よりも後のものに限られる。）の翌日（起算時が午前零時である場合には、起算日又は中断事由発生日。以下同じ。）から起算して10年を経過しているかどうかにより、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

また、民事保全法に基づく裁判上の保証供託における本案の訴訟物と被保全権利との関係（同一性の有無等）は、供託者からの担保取消決定の申立てに基づく決定において判断され、その決定がない限り、判明しないものとされている。そのため、供託官は、担保取消決定が確定しないものについては、民事保全法に基づく裁判上の保証供託に係る消滅時効の起算日を把握することができないので、消滅時効の完成の有無について審査することができないこととなる。

(イ) 個別照会

供託官は、(ア)の通常審査によって(1)の消滅時効の完成の有無について判断することができないときは、関係裁判所に担保事由消滅年月日等を第2号様式により照会する（ファクシミリ又はメールによっても差し支えない。）。供託官は、照会の結果、消滅時効が完成していないと判断したときは、回答年月日、回答の相手方及び回答内容（担保事由消滅年月日及びその事由。以下、これらを「回答結果等」という。）を副本ファイルの裏面記載情報に記録するとともに、時効処理確認表の「年月日」欄、「時効起算（中断）事由」欄及び「備考」欄に記録をした上で、当該取戻請求を認可する。供託官は、消滅時効が完成していると判断したときは、副本ファイルの裏面記載情報及び時効処理確認表の「備考」欄に回答結果等を記録をした上で、当該取戻請求を認可しない。

なお、供託官は、関係裁判所に照会しても記録廃棄等により担保事由消滅年月日等を確認することができない場合において、担保取消決定が確定した日又は担保取戻許可がされた日を確認することが

できるときは、当該確定した日（担保取戻許可がされた場合には、その日の翌日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

イ 還付請求時における消滅時効の審査

供託官は、裁判上の保証供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して還付請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって中断事由発生日を確認する。供託官は、中断事由発生日の記載がないとき又は中断事由発生日の翌日から起算して10年を経過していることを確認したときは、還付請求者が添付した還付証明書面により(2)の消滅時効の完成の有無について審査する。

(4) 払渡請求前の歳入納付処理

供託官は、取戻請求権を行使することができることを確認することができる場合には、取戻請求がされる前に裁判上の保証供託の取戻請求に係る供託金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、当該取戻請求に係る消滅時効の起算日を把握するため、後記第5の1(1)により一括照会をする。

他方、供託官は、還付請求がされる前に裁判上の保証供託の還付請求に係る供託金の歳入納付処理をしない。

2 営業上の保証供託

(1) 取戻請求権の消滅時効の完成時

ア 供託根拠法令に権利申出公告手続（営業上の保証供託に係る供託金の取戻請求をするに当たって、取戻請求の前提手続として、取戻請求者又は関係官公署等が当該営業保証金につき権利を有する者に対し、一定期間（以下この期間を「権利申出期間」という。）内に権利の申出をすべき旨の公告又は告示（以下「権利申出公告」という。）をすることをいう。以下同じ。）の定めがない場合について

供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがない場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(ア) 供託根拠法令に、営業免許の失効若しくは取消し、営業廃止、事業者の死亡又は合併による消滅等の営業保証金を取り戻すことがで

きる事由（以下「営業保証供託原因消滅事由」という。）の発生後、一定期間を経過したときは、これを取り戻すことができる旨の定めがあるとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、当該一定期間を経過した日から起算して10年

(イ) (ア)の定めがないとき 営業保証供託原因消滅事由が発生した日の翌日から起算して10年

イ 供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがある場合について
供託根拠法令に権利申出公告手続の定めがある場合において、次の(ア)又は(イ)に掲げるときは、当該(ア)又は(イ)に定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(ア) 供託根拠法令に、営業保証供託原因消滅事由の発生後、一定期間（以下この期間を「公告免除期間」という。）を経過したときは、権利申出公告手続を要しない旨の定めがあるとき 次の①又は②の区分に応じ、当該①又は②に定める期間

① 権利申出公告がされていることが明らかでないとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、公告免除期間を経過した日から起算して10年

② 権利申出公告がされていることが明らかなとき 次のa又はbの区分に応じ、当該a又はbに定める期間

a 公告をした権利申出期間が明らかなとき 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年

b 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営業保証供託原因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

(イ) (ア)の定めがないとき 次の①又は②の区分に応じ、当該①又は②に定める期間

① 公告をした権利申出期間が明らかなとき 権利申出公告がされた日から公告をした権利申出期間の経過後、取戻請求ができるようになった日から起算して10年

② 公告をした権利申出期間が明らかでないとき 営業保証供託原

因消滅事由の発生後、権利申出をするために必要な最低限の期間を経過した日から起算して10年

(2) 還付請求権の消滅時効の完成時

次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める期間が中断事由なく経過した時に、営業上の保証供託の還付請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

ア 債権者が供託根拠法令上の手続により、個々に隨時に還付請求権の存在を証明して還付請求をする場合 当該権利を取得した日の翌日から起算して10年

イ 関係官公署等の行う特別の配当手続を経た上で債権者が還付請求をする場合 支払委託の日の翌日から起算して10年

(3) 払渡請求時における消滅時効の審査

ア 取戻請求時における消滅時効の審査

(ア) 通常審査

供託官は、営業上の保証供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して取戻請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認する。供託官は、起算日を確認することができないときは、取戻請求者が添付した供託原因消滅証明書等取戻証明書面及び中断事由発生日の記載により(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、起算日を確認することができるときは、起算日又は中断事由発生日(起算日よりも後のものに限られる。)の翌日から起算して10年を経過しているかどうかにより、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

(イ) 個別照会(みなし業者の特例)

許可割賦販売業者、登録包括信用購入あっせん業者又は許可前払式特定取引業者(以下「許可割賦販売業者等」という。)の許可が取り消されたとき、許可が効力を失ったとき又は登録が消除されたときは、当該許可割賦販売業者等であった者又はその一般承継人は、当該許可割賦販売業者が締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引、当該登録包括信用購入あっせん業者が交付し若しくは付与した割賦販売法(昭和36年法律第159号)第2条第3項第1号に規

定するカード等に係る取引又は当該許可前払式特定取引業者が締結した前払式特定取引の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお許可割賦販売業者等とみなされる（割賦販売法第28条、第35条の3及び第35条の3の62。以下この許可割賦販売業者等とみなされる者を「みなし業者」という。）。

みなし業者は、営業保証金を取り戻すことができない（割賦販売法第29条、第35条の2及び第35条の3の62）ところ、みなし業者の取戻請求権の消滅時効の起算日は、みなし業者でなくなった日の翌日となる。

そこで、供託官は、許可割賦販売業者等について、許可が取り消された日、許可が効力を失った日又は登録を消除された日の翌日から起算して10年を経過して取戻請求を受けたときは、当該みなし業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局にみなし業者でなくなった日を第3号様式により照会する（ファクシミリ又はメールによっても差し支えない。）。供託官は、照会の結果、消滅時効が完成していないと判断したときは、回答年月日、回答の相手方及び回答内容（みなし業者でなくなった日。以下これらを「みなし回答結果等」という。）を副本ファイルの裏面記載情報に記録とともに、時効処理確認表の「年月日」欄、「時効起算（中断）事由」欄及び「備考」欄に記録した上で、当該取戻請求を認可する。供託官は、消滅時効が完成していると判断したときは、副本ファイルの裏面記載情報及び時効処理確認表の「備考」欄にみなし回答結果等を記録した上で、当該取戻請求を認可しない。

イ 還付請求時における消滅時効の審査

供託官は、営業上の保証供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して還付請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって支払委託の日又は中断事由発生日を確認する。供託官は、支払委託の日を確認することができないときは、還付請求者が添付した還付証明書面及び中断事由発生日の記載により(2)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、支払委託の日を確認することができるべきときは、支払委託の日又は中断事由発生日（支払委託の日よりも後のものに限ら

れる。) の翌日から起算して 10 年を経過しているかどうかにより、(2) の消滅時効の完成の有無について審査する。

(4) 払渡請求前の歳入納付処理

供託官は、取戻請求権を行使することができることを確認することができる場合には、取戻請求がされる前に営業上の保証供託の取戻請求に係る供託金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、当該取戻請求に係る消滅時効の起算日を把握するため、後記第 5 の 1 (2) により一括照会をする。

供託官は、供託所に支払委託書の送付を受けたときは、還付請求権を行使することができることを確認することができるので、還付請求がされる前に営業上の保証供託の還付請求に係る供託金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、供託金全額について支払委託書の送付があった供託事件については、関係官公署に一括照会をしない。

他方、支払委託によらずに還付請求をする営業上の保証供託の場合には、供託官は、還付請求がされる前に営業上の保証供託の還付請求に係る供託金の歳入納付処理をしない。

3 税法上の保証供託

(1) 取戻請求権の消滅時効の完成時

供託者が供託の対象とされている税金を完納した日等供託原因消滅日の翌日から起算して 10 年が中断事由なく経過した時に、税法上の保証供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(2) 取戻請求時における消滅時効の審査

供託官は、税法上の保証供託について、供託日の翌日から起算して 10 年を経過して取戻請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認する。供託官は、起算日を確認することができないときは、取戻請求者が添付した取戻証明書面及び中断事由発生日の記載により(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、起算日を確認することができるとときは、起算日又は中断事由発生日(起算日よりも後のものに限られる。)の翌日から起算して 10 年を経過しているかどうかにより、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

(3) 払渡請求前の歳入納付処理

供託官は、取戻請求権を行使することができることを確認することができる場合には、取戻請求がされる前に税法上の保証供託の取戻請求に係る供託金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、当該取戻請求に係る消滅時効の起算日を把握するため、後記第5の1(3)により一括照会をする。

4 選挙供託

(1) 取戻請求権の消滅時効の完成時

次のアからウまでに掲げる場合には、当該アからウまでに定める期間が中断事由なく経過した時に、選挙供託の取戻請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

ア 公職の候補者が選挙の期日における投票所を開くべき時刻までに死亡した場合若しくは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第103条第4項の規定により公職の候補者に係る候補者の届出が取り下げられ、若しくは公職の候補者であることを辞したものとみなされた場合又は選挙の全部が無効となった場合（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第93条第1項） 当該事由が発生した日の翌日から起算して10年

イ 公職の候補者等の得票数が供託金没収得票数（公職選挙法第93条及び第94条において定める公職の立候補者等が供託金を没収されないために必要な得票数）に達した場合（公職選挙法施行令第93条第2項） 選挙の効力が確定した日から起算して10年

ウ 無投票当選の規定により投票が行われなかった場合（公職選挙法施行令第93条第2項） 当選の効力が確定した日から起算して10年

(2) 還付請求権の消滅時効の完成時

次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める期間が中断事由なく経過した時に、選挙供託の還付請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

ア 公職選挙法第93条第1項に規定する公職の候補者の届出が取り下げられ、又は公職の候補者が当該候補者であることを辞した場合（同法第91条第1項又は第2項の規定に該当するに至った場合を含む。）及び同法第93条第1項に規定する公職の候補者の届出が同法第86

条第9項又は第86条の4第9項の規定により却下された場合（公職選挙法第93条第2項） 当該事由の発生した日の翌日から起算して10年

イ 公職の候補者等の得票数が供託金没収得票数に達しなかったとき（公職選挙法第93条第1項及び第94条） 選挙の効力が確定した日から起算して10年

(3) 払渡請求時における消滅時効の審査

ア 取戻請求時における消滅時効の審査

供託官は、選挙供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して取戻請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認する。供託官は、起算日を確認することができないときは、取戻請求者が添付した供託原因消滅証明書等取戻証明書面及び中断事由発生日の記載により(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、起算日を確認することができるときは、起算日又は中断事由発生日（起算日よりも後のものに限られる。）の翌日から起算して10年を経過しているかどうかにより、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

イ 還付請求時における消滅時効の審査

供託官は、選挙供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して還付請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認する。供託官は、起算日を確認することができないときは、還付請求者が添付した還付証明書面及び中断事由発生日の記載により(2)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、起算日を確認することができるときは、起算日又は中断事由発生日（起算日よりも後のものに限られる。）の翌日から起算して10年を経過しているかどうかにより、(2)の消滅時効の完成の有無について審査する。

(4) 払渡請求前の歳入納付処理

供託官は、払渡請求権が行使することができることを確認することができる場合には、払渡請求がされる前に選挙供託の払渡請求に係る供託

金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、当該払渡請求に係る消滅時効の起算日を把握するため、後記第5の1(4)により一括照会をする。

5 土地区画整理法等供託

(1) 還付請求権の消滅時効の完成時

土地又は土地について存する権利についての先取特権、質権又は抵当権が消滅した日の翌日から起算して10年が中斷事由なく経過した時に、地区画整理法等供託の還付請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(2) 払渡請求時における消滅時効の審査

供託官は、地区画整理法等供託について、供託日の翌日から起算して10年を経過して還付請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中斷事由発生日を確認する。供託官は、起算日を確認することができないときは、還付請求者が添付した還付証明書面及び中斷事由発生日の記載により(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

なお、供託官は、起算日を確認することができるとときは、起算日又は中斷事由発生日(起算日よりも後のものに限られる。)の翌日から起算して10年を経過しているかどうかにより、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

(3) 払渡請求前の歳入納付処理

供託官は、還付請求権行使することができることを確認することができる場合には、還付請求がされる前に地区画整理法等供託の還付請求に係る供託金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、当該還付請求に係る消滅時効の起算日を把握するため、後記第5の1(5)により一括照会をする。

6 執行供託

(1) 還付請求権の消滅時効の完成時

支払委託の日の翌日から起算して10年が中斷事由なく経過した時に、執行供託の還付請求権の消滅時効が完成するものとして扱う。

(2) 還付請求時における消滅時効の審査

供託官は、執行供託について、供託日の翌日から起算して10年を経

過して還付請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって支払委託の日又は中断事由発生日を確認し、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

(3) 払渡請求前の歳入納付処理

供託官は、支払委託書が供託所に到達したときは、還付請求権を行使することができることを確認することができるので、還付請求がされる前に執行供託の還付請求に係る供託金の歳入納付処理をすることができる。このため、供託官は、関係裁判所に執行供託に関し照会をしない。

7 供託金利息

(1) 保証供託に係る供託金利息

供託した月に応当する月の翌月1日から起算して5年が中断事由なく経過した時に、保証供託に係る供託金利息の消滅時効が完成するものとして扱う。

(2) その他の供託に係る利息

元金と供託金利息とを同時に払い渡すことができない場合は、元金を払い渡した日の翌日から起算して10年が中断事由なく経過した時に供託金利息についての消滅時効が完成するものとして扱う。ただし、元金と供託金利息を同時に払い渡すときは、供託金利息について単独で消滅時効は完成しないものとして扱う。

(3) 払渡請求時における消滅時効の審査

ア 保証供託に係る供託金利息の消滅時効の審査

供託官は、保証供託に係る供託金利息について、供託日の翌日から起算して5年を経過して払渡請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認し、(1)の消滅時効の完成の有無について審査する。

イ その他の供託に係る供託金利息の消滅時効の審査

供託官は、保証供託以外の供託に係る供託金利息について、供託日の翌日から起算して10年を経過して払渡請求を受けたときは、副本ファイル等及び時効処理確認表によって起算日又は中断事由発生日を確認し、(2)の消滅時効の完成の有無について審査する。

第5 一括照会

1 一括照会の対象事件の抽出・一括照会の文書の発出

(1) 裁判上の保証供託における一括照会

供託官は、裁判上の保証供託について、一括照会をする日の属する年度において供託日から起算して5年を経過することとなる供託事件（閲覧等の消滅時効の中斷の有無は考慮しない。以下同じ。）を抽出し、1月末日までに、関係裁判所に対し、担保取消決定又は担保取戻許可（以下「担保取消決定等」という。）の有無等を第2号様式により一括照会をする。

供託官は、この一括照会に対し関係裁判所から、担保取消決定等の有無につき「有」との回答を受けたときは、第4の1(1)に基づき歳入納付処理をする。

なお、裁判所の保全事件記録の保存期間が事件完結の日（保全命令の送達日等）から起算して5年であるので、担保取消決定等の有無につき「無」との回答を受けたときでも、再度の一括照会はしない。

(2) 営業上の保証供託

ア 初回の一括照会

供託官は、営業上の保証供託について、一括照会をする日の属する年度において供託日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、関係官公署に対し、営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等を第3号様式により一括照会をする。

供託官は、この一括照会に対し関係官公署から、営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等について、「有」との回答を受けたときは、第4の2(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、後記イにより、再度の一括照会をする。ただし、割賦販売法に基づく営業上の保証供託について、「無」との回答を受けたとしても「備考」欄に「許可取消し」、「許可失効」又は「登録消除」と記録されているときは、再度の一括照会はしない。

なお、供託官は、関係官公署から営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等につき記録廃棄により「不明」との回答を受けたときは、関係官公署に対し、以後の一括照会はせず、記録廃棄をした日（記録廃棄をした日が不明であるときは、回答年月日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

イ 2回目以降の一括照会

供託官は、初回の一括照会において、関係官公署から営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等につき「無」と回答を受けたときは、再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件（供託日から起算して20年を経過する供託事件。以下同じ。）を抽出し、関係官公署に対し、営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等を第3号様式により再度の一括照会をする。

供託官は、この再度の一括照会に対し関係官公署から、営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等について、「有」との回答を受けたときは、第4の2(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、次の再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件（供託日から起算して30年を経過する供託事件。以下同じ。）を抽出し、関係官公署に対し、営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等を第3号様式により再度の一括照会をする（以後、10年ごとに同様の一括照会をする。）。

なお、供託官は、関係官公署から営業上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等につき記録廃棄により「不明」との回答を受けたときは、関係官公署に対し、以後の一括照会はせず、記録廃棄をした日（記録廃棄をした日が不明であるときは、回答の日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

(3) 税法上の保証供託における一括照会

ア 初回の一括照会

供託官は、税法上の保証供託について、一括照会をする日の属する年度において供託日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、税務署等関係機関（以下「税務署等」という。）に対し、税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等を第4号様式により一括照会をする。

供託官は、この一括照会に対し税務署等から、税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無について、「有」との回答を受けたときは、第4の3(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたと

きは、後記イにより、再度の一括照会をする。

なお、供託官は、税務署等から税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等につき記録廃棄により「不明」との回答を受けたときは、税務署等に対し、以後の一括照会はせず、記録廃棄をした日（記録廃棄をした日が不明であるときは、回答の日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

イ 2回目以降の一括照会

供託官は、初回の一括照会において、税務署等から税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等につき「無」と回答を受けたときは、再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、税務署等に対し、税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等を第4号様式により再度の一括照会をする。

供託官は、この再度の一括照会に対し税務署等から、税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等について、「有」との回答を受けたときは、第4の3(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、次の再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、税務署等に対し、税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等を第4号様式により再度の一括照会をする（以後、10年ごとに同様の一括照会をする。）。

なお、供託官は、税務署等から税法上の保証供託に係る供託原因消滅の有無等につき記録廃棄により「不明」との回答を受けたときは、税務署等に対し、以後の一括照会はせず、記録廃棄をした日（記録廃棄をした日が不明であるときは、回答の日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

(4) 選挙供託における一括照会

ア 初回の一括照会

供託官は、選挙供託について、一括照会をする日の属する年度において供託日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、選挙管理委員会等関係機関（以下「選挙管理委員会等」という。）に対し、選挙供託に係る供託原因消滅の有無等を第5号様式により一

括照会をする。

供託官は、この一括照会において選挙管理委員会等から、選挙供託に係る供託原因消滅の有無について、「有」との回答を受けたときは、第4の4(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、後記イにより、再度の一括照会をする。

なお、供託官は、選挙管理委員会等から選挙供託に係る供託原因消滅の有無等につき記録廃棄により「不明」との回答を受けたときは、選挙管理委員会等に対し、以後の一括照会はせず、記録廃棄をした日（記録廃棄をした日が不明である場合には、回答の日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

イ 2回目以降の一括照会

供託官は、初回の一括照会において、選挙管理委員会等から選挙供託に係る供託原因消滅の有無等につき「無」と回答を受けたときは、再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、選挙管理委員会等に対し、選挙供託に係る供託原因消滅の有無等を第5号様式により再度の一括照会をする。

供託官は、この再度の一括照会において選挙管理委員会等から、選挙供託に係る供託原因消滅の有無等について、「有」との回答を受けたときは、第4の4(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、次の再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、選挙管理委員会等に対し、選挙供託に係る供託原因消滅の有無等を第5号様式により再度の一括照会をする（以後、10年ごとに同様の一括照会をする。）。

なお、供託官は、選挙管理委員会等から選挙供託に係る供託原因消滅の有無等につき記録廃棄により「不明」との回答を受けたときは、選挙管理委員会等に対し、以後の一括照会はせず、記録廃棄をした日（記録廃棄をした日が不明である場合には、回答の日）を起算日として消滅時効の完成の有無を判断して差し支えない。

(5) 土地区画整理法等供託における一括照会

ア 初回の一括照会

供託官は、土地区画整理法等供託について、一括照会をする日の属する年度において供託日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、関係法務局に対し、土地区画整理法等供託に係る供託原因消滅の有無等（土地又は土地について存する権利についての先取特権、質権又は抵当権の消滅の有無及び消滅年月日）を第6号様式により一括照会をする。

供託官は、この一括照会において関係法務局から、土地区画整理法等供託に係る供託原因消滅の有無について、「有」との回答を受けたときは、第4の5(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、後記イにより、再度の一括照会をする。

イ 2回目以降の一括照会

供託官は、初回の一括照会において、関係法務局から、土地区画整理法等供託に係る供託原因消滅の有無等につき「無」と回答を受けたときは、再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、関係法務局に対し、土地区画整理法等供託に係る供託原因消滅の有無等を第6号様式により再度の一括照会をする。

供託官は、この再度の一括照会について関係法務局から、土地区画整理法等供託に係る供託原因消滅の有無等について、「有」との回答を受けたときは、第4の5(1)に基づき歳入納付処理をし、「無」との回答を受けたときは、次の再度の一括照会をする日の属する年度においてその回答年月日から起算して10年を経過することとなる供託事件を抽出し、関係法務局に対し、土地区画整理法等供託に係る供託原因消滅の有無等を第6号様式により再度の一括照会をする（以後、10年ごとに同様の一括照会をする。）。

2 回答後の関係帳簿の処理

(1) 副本ファイルへの記録

供託官は、1の照会について官公署から回答を受けたときは、副本ファイルの裏面記載情報に回答年月日及び回答結果（供託原因消滅の有無・供託原因消滅が「有」のときは、供託原因消滅の年月日及びその事由）を記録する。

(2) 時効処理確認表への記録

供託官は、供託原因消滅につき「有」との回答を受けたときは、時効処理確認表の「年月日」欄及び「時効起算（中断）事由」欄に供託原因消滅の年月日及びその事由を記録するとともに、同「備考」欄に回答の年月日及び供託原因消滅につき「有」との回答を受けた旨を記録する。

供託官は、供託原因消滅につき「無」との回答を受けたときは、時効処理確認表の「備考」欄に回答の年月日及び供託原因消滅につき「無」との回答を受けた旨を記録する。

供託官は、供託原因消滅につき「不明」との回答を受けたときは、時効処理確認表の「年月日」欄及び「時効起算（中断）事由」欄に記録を廃棄した年月日（記録を廃棄した年月日が不明である場合には、回答の年月日）及びその事由を記録するとともに、同「備考」欄に回答の年月日及び供託原因消滅につき「不明」との回答を受けた旨を記録する。

3 一括照会に係る文書の編てつ

一括照会及びその回答に係る文書は、供託金政府所得調書つづり込帳（準則第9条第1項第16号）に編てつする。

第6 閲覧・証明事務に係る取扱い

供託官は、閲覧申請又は証明申請に応ずるに当たっては、これが債務の承認に当たり得ることに留意して、閲覧又は証明の対象となる供託事件について消滅時効が完成しているかどうかを副本ファイル等及び時効処理確認表により確認し、対応の可否を判断する。ただし、供託官は、副本ファイル等及び時効処理確認表により消滅時効が完成しているかどうか確認することができないが、消滅時効が完成している可能性があると判断したときは、請求者に「消滅時効の効果に影響を与えるものではない。」旨を伝えた上で、副本ファイルの裏面記載情報に同旨を記録し、閲覧に供し、又は供託証明書を交付する。

第7 却下決定をする場合の取扱い

供託官は、払渡請求時、閲覧申請時又は証明申請時における消滅時効の審査において、消滅時効が完成していると判断した場合には、当該請求を認可せず却下決定書を交付する。この場合には、供託官は、副本ファイルの裏面記載情報に決定告知の相手方、その年月日、その理由及びその方法を記録す

る。

なお、供託官は、却下決定書原本を、供託物払渡請求書、閲覧申請書又は証明申請書及びその添付書類とともに、雑書つづり込帳に編てつする。

第8 歳入納付処理

1 歳入納付処理

- (1) 供託官は、歳入納付処理をするに当たっては、消滅時効の完成を理由に払渡請求を却下した供託事件及び一括照会によって判明した担保事由消滅年月日等から消滅時効の完成していることを確認することができる供託事件の副本ファイル等を抽出する。この抽出作業は、供託官が時効処理確認表の「年月日」欄及び「時効起算（中断）事由」欄を基に消滅時効の完成の有無について調査・照合することにより行う。
- (2) 供託官は、消滅時効が完成した供託事件があるときは、その供託金について、政府の所得に帰した保管金と同様に、歳入納付の手続を執る（準則第88条、供託官吏ノ振出シタル小切手ニシテ其ノ振出日附後一年ヲ経過シタル場合及供託金ガ政府ノ所得ニ帰シタル場合ノ取扱方ニ関スル件（昭和10年大蔵省令第8号。以下「昭和10年省令」という。）第2条において準用する保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第16条から第18条まで）。
- (3) 供託官は、国庫に帰属した供託金を毎年3月末日現在で1年分を取りまとめて、供託事務処理システムを用いて供託金政府所得調書を作成し、翌年度の4月30日までに歳入徴収官である法務局長又は地方法務局長宛てに送付する（昭和10年省令第2条において準用する保管金取扱規程第16条）。この場合において、供託官は、供託事務処理システムを用いて作成した供託金政府所得調書の控えを供託金政府所得調書つづり込帳（準則第9条第1項第16号）に編てつする（準則第88条第3項）。
- (4) 歳入徴収官である法務局長又は地方法務局長は、供託官から供託金政府所得調書の送付を受けたときは、その記載内容を調査し、供託官に対し、供託所ごとの所得総額を記載金額とする納入告知書の送付をすることにより国庫への納入手続を通知する（昭和10年省令第2条において準用する保管金取扱規程第17条第1項本文）。ただし、法務局又は地方法務局の本局においては、納入告知書の送付を要せず、歳入納付の決

定をする（昭和10年省令第2条において準用する保管金取扱規程第17条第1項ただし書）。

(5) 供託官は、歳入徵収官である法務局長又は地方法務局長から納入告知書の送付を受けたとき（法務局又は地方法務局の本局にあっては、歳入納付の決定があったとき）は、供託事務処理システムを使用して国庫金振替の手続を執る（電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成17年財務省令第5号。以下「特例省令」という。）第7条第1項）。

2 関係帳簿の処理

(1) 副本ファイル

供託官は、歳入納付処理をしたときは、副本ファイルに、歳入納付年月日、歳入納付額及び供託金時効により歳入納付をした旨を記録する（準則第88条第2項）ところ、供託事務処理システムを使用して歳入納付処理をすることにより、この記録がされる。

(2) 現金出納簿

供託官は、歳入納付処理をしたときは、現金出納簿に、国庫金振替の日を払渡しの日とし、その摘要欄に、「時効完成による歳入納付何年度金第何号外何件」と記録し、払の預金欄に当該金額を記録する（準則第4条第1項第10号）ところ、供託事務処理システムを使用して歳入納付処理をすることにより、この記録がされる。

(3) 供託金年度別現在高表つづり込帳等

供託官は、歳入納付処理をしたときは、供託事務処理システムを使用して年度別日計表及び年度別月計表の「払渡高」欄に歳入納付処理をした件数及び総額を記録し、出力した当該帳票を供託金年度別現在高表つづり込帳又は供託金年度別受払日計簿（準則第9条第1項第22号）に編てつする。また、供託事件月表（準則第94条、附録第24号様式）の「払渡認可」欄の下段及び供託金年計表（準則第95条、附録第25号様式）の「払高」欄に歳入納付処理をした件数及び総額を計上し、欄外にその旨を付記する。

(4) 供託金政府所得調書（控え）

供託官は、供託金政府所得調書の控えに供託金を歳入納付をした旨及び納付年月日を付記して認印を押す（準則第88条第2項）。

(5) 納入告知書

供託官（本局にあるものを除く。）は、歳入徴収官である法務局長又は地方法務局長から納入告知書の送付を受けた場合において、供託事務処理システムを使用して国庫金振替の手続を執った（特例省令第7条第1項）ときは、保管金取扱規程第17条第2項が適用されない（特例省令第9条）ので、日本銀行に当該納入告知書を交付することをせず、供託金政府所得調書つづり込帳（準則第9条第1項第16号）に当該納入告知書を編てつする。

(6) 時効処理確認表

供託官は、歳入納付処理をするに当たっては、その対象となる供託事件に係る時効処理確認表を出力し、記録内容を副本ファイル等と照合・確認し、当該時効処理確認表の確認欄に押印する。この場合において、供託官は、供託金政府所得調書つづり込帳（準則第9条第1項第16号）に当該押印をした時効処理確認表を編てつする。

供託官は、歳入納付処理をしたときは、時効処理確認表の「歳入納付年月日」欄に、供託事務処理システムを使用して歳入納付処理をすることにより、歳入納付をした年月日を記録する。

3 供託書副本の保存

歳入納付をした供託書副本については、供託の種類に関係なく払渡済供託書副本と別に区分して保存する。

第9 回復払に係る取扱い

供託官は、歳入納付をした供託金について、消滅時効が完成していないことを確認したことにより払渡請求を認可する場合には、当該供託金を回復（官署支出官である法務局長又は地方法務局長に対する償還）して払い渡すこととなる。この場合には、一般的な払渡手続によるほか、次のような手続を行う。

1 副本ファイルの処理

供託官は、回復払をしたときは、副本ファイルの裏面記載情報に、「供託金時効による歳入納付は誤りにつき何年何月何日回復」と記録する。

2 供託金年度別現在高表つづり込帳等の処理

供託官は、回復払をしたときは、供託事務処理システムを使用して年度

別日計表及び年度別月計表の「時効回復支払」欄に回復払をした件数及び総額を記録し、出力した当該帳票を供託金年度別現在高表つづり込帳又は供託金年度別受払日計簿（準則第9条第1項第22号）に編てつする。また、供託事件月表（準則第94条、附録第24号様式）の「払渡認可」欄の上段及び供託金年計表（準則第95条、附録第25号様式）の「時効回復高」欄に回復払をした件数及び総額を計上する。

3 償還手続

供託官は、上記により供託金の払渡しをした場合には、歳入納付をした当該供託金の償還を第7号様式により官署支出官である法務局長又は地方法務局長に対して請求する。

供託官は、官署支出官である法務局長又は地方法務局長から国庫金振替による供託金の補てんを受けたときは、供託事務処理システムを使用して供託事件月表の欄外に歳入納付後支払供託金未償還金受入れの件数及び総額を計上する。

附 則

（施行期間）

1 この取扱要領は、平成25年1月11日から施行する。

（便宜時効処理等により歳入納付をした供託事件の取扱い）

2 この取扱要領の施行前に歳入納付をした供託金については、払渡請求を認可する場合を除き、回復の手続をすることを要しない。

また、供託官は、この取扱要領の施行前に歳入納付をした供託事件について払渡請求を受けたときは、この取扱要領により、消滅時効の完成の有無について審査する。

（平成24年度中にする裁判上の保証供託の一括照会の時期の取扱い）

3 平成24年度中にする裁判上の保証供託に係る一括照会の時期については、第5の1(1)の規定にかかわらず、平成25年2月末日までにする。

（従前の照会及び回答に係る文書の保存）

4 この取扱要領の施行前の照会及び回答に係る文書は、第5の3の規定にかかわらず、なお従前のことによる。

附 則（平成28年7月14日法務省民商第114号）

（施行期間）

1 この通達による改正後の取扱要領は、平成28年7月14日から施行する。

(歳入納付をした供託事件の取扱い)

2 この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした供託金については、払渡請求を認可する場合を除き、回復の手続をすることを要しない。

また、供託官は、この通達による取扱要領の改正の施行前に歳入納付をした供託事件について払渡請求を受けたときは、この通達による改正後の取扱要領により、消滅時効の完成の有無について審査する。